

公 示

国土交通省共済組合北海道開発局支部が運営する旭川開発建設部の施設において、清涼飲料水自動販売機の営業を希望する業者の公募について、次のとおり公示します。

令和 8 年 1 月 14 日

国土交通省共済組合
北海道開発局支部長 遠藤 達哉

1 対象業者

国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて、旭川開発建設部の下記対象施設において、清涼飲料水自動販売機の営業を希望する者

2 対象施設

(1) 旭川河川事務所忠別ダム管理支所

所 在 地 上川郡東川町ノカナン
使 用 面 積 1. 6 7 m²程度（自動販売機及び容器回収ボックス設置に要する面積）
設置可能台数 1台
在 勤 者 数 5名（公示日現在）
年間売上本数 約2, 100本
そ の 他 年間530名を超える施設見学者あり

(2) 名寄河川事務所

所 在 地 名寄市西6条南9丁目
使 用 面 積 1. 6 3 m²程度（自動販売機及び容器回収ボックス設置に要する面積）
設置可能台数 1台
在 勤 者 数 18名（公示日現在）
年間売上本数 約1, 400本

(3) 名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所

所 在 地 士別市朝日町岩尾内
使 用 面 積 1. 7 6 m²程度（自動販売機及び容器回収ボックス設置に要する面積）
設置可能台数 1台
在 勤 者 数 5名（公示日現在）
年間売上本数 約2, 100本
そ の 他 年間140名を超える施設見学者あり

(4) 旭川道路事務所上川分庁舎

所 在 地 上川郡上川町旭町
使 用 面 積 1. 6 1 m²程度（自動販売機及び容器回収ボックス設置に要する面積）
設置可能台数 1台
在 勤 者 数 6名（公示日現在）
年間売上本数 約1, 800本

(5) 士別道路事務所美深分庁舎

所 在 地 中川郡美深町字敷島143番地
使 用 面 積 1.61m²程度（自動販売機及び容器回収ボックス設置に要する面積）
設置可能台数 1台
在 勤 者 数 8名（公示日現在）
年間売上本数 約1,200本

注1) 公募は、対象施設ごとに行う。

注2) 在勤者数は公示日現在の職員数であり、定員管理等の事情により毎年度見直される。

注3) 年間売上本数は前年度の実績である。

3 申請に係る資料等の配付及び説明

公示後、清涼飲料水自動販売機の営業を希望する方は、申請に係る資料等の配付及び説明を令和8年1月14日（水）から令和8年2月4日（水）まで、土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時00分から17時00分の間、旭川開発建設部総務課（電話：0166-32-1857）において行いますので、電話で確認の上、配付及び説明を必ず受けてください。

なお、資料配付及び説明を受けなかった方は、申請への参加を認めません。

4 営業条件等

別紙のとおり

5 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

6 提出書類

- (1) 北海道開発局支部旭川開発建設部施設（清涼飲料水自動販売機）営業申請書

- (2) 添付書類

- ア 会社概要
- イ 過去3年間における社会的信用失墜行為の有無
- ウ 店舗別営業開始日一覧表（法人の場合）
- 履歴書等営業経験年数が確認できる書類（個人の場合）

- エ 過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況
- オ 経営規模等調査票
- カ 暴力団排除に関する誓約書
- キ 過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に
　　係る納税証明書
- ク 商業登記簿謄本（法人の場合）
　　身分証明書（市町村発行）（個人の場合）
- ケ 直近3年分の決算書
 - 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（法人の場合）
 - 決算等財務状態が確認できる書類（個人の場合）
- コ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- サ 提案書（A4版）

7 申請書受付

受付期間 令和8年1月14日（水）から令和8年2月4日（水）まで
受付時間 「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く平日の9時00分
　　から17時00分まで
場 所 旭川市宮前1条3丁目3番15号
　　旭川開発建設部総務課（東館3階）
　　電話 0166-32-1857 担当 山中
提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）

8 委託業者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、委託業者の可否を決定する。

9 その他留意点

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用することはありません。
- (4) 採用されなかった提案書については、原則、返却します。（返却を希望しない提案者
　　は、その旨を提出する際に申し出願います。）
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効とします。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平
　　成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開
　　示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する
　　恐れがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法
　　令に基づく契約手続の完了までは、共済組合との契約関係は生じません。
- (8) 提出期限までに旭川開発建設部総務課に到達しなかった提案書は、いかなる理由をも
　　っても特定されませんので留意願います。
- (9) 提案書を特定しなかった応募企業に対しては、当該提案書を特定しなかった旨及び特
　　定しなかった理由を書面で通知します。
- (10) 上記（9）の説明は、実施部局として説明責任を果たす趣旨であり、別途行われる特
　　定手続や契約手続の執行を妨げるものではありません。

照会先：旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川開発建設部総務課

電話 0166-32-1857 担当 山中

営業条件

[自動販売機]

項目	営業条件
施設の目的	旭川開発建設部に勤務する組合員の福利厚生の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスを行い、組合員の利便に資することを目的とする。
販売の方法	自動販売機による販売とする。
設置場所	旭川開発建設部 旭川河川事務所忠別ダム管理支所 所内 1階 1台 旭川開発建設部 名寄河川事務所 所内 1階 1台 旭川開発建設部 名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所 所内 1階 1台 旭川開発建設部 旭川道路事務所上川分庁舎 所内 1階 1台 旭川開発建設部 士別道路事務所美深分庁舎 所内 1階 1台
販売品目	上記設置場所に清涼飲料水自動販売機 1台の設置を希望する。 販売する商品の選択に当たっては、組合員のニーズを的確に把握し、その需要に十分配慮すること。
営業開始予定日	令和8年4月1日(水)予定 ※予定日であり、実際の営業開始日及び自動販売機の設置月日は協議の上、決定する。
契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。契約は必要に応じて原則として、同一の条件により一度に限り更新することができる。
衛生管理等	営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守し、衛生管理及び安全管理は受託業者において全責任を負うものとする。
施設使用料	施設使用料は徴収しない。
光熱水量	施設経営に伴う光熱水料等諸経費については、受託業者がこれを負担する。なお、負担額算定のため、受託業者は使用量測定計器を設置するものとする。
報告事項等	経営委託契約書(案)による。
庁舎への出入等	庁舎の管理に関する規程に従うものとする。
目的外使用等の禁止	使用を許可された施設の第三者への譲渡、貸与及び使用目的以外の使用は禁止する。
その他	① エネルギー消費効率が別表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③ 別表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④ 自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑥ 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑦ 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別及びリサイクルを実施すること。 ⑧ 使用済自動販売機の回取りサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分について適正処理されるシステムがあること。 ⑨ 施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受

託業者が行うこと。

- ⑩ 自動販売機の運営については、善良なる管理者の注意義務をもって、これに当たること。
- ⑪ 自動販売機の運営に係る従業員の身分保障、健康管理及び服務規律は受託業者の責任において実施すること。
- ⑫ 契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。
- ⑬ 本条件に記載のない項目については、別途協議する。

別表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機 $E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの） $E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの） $E=0.630Vb+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機 $E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機 $E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$

備考)

- 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率（単位 : kWh/年）
 V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位 : L）
 Va : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位 : L）
 Vb : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位 : L）
 T : 調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位 : kJ）

- エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

出典：環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

別表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース (省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース (再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル (再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

出典：環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」